



互近所ささえ～る隊の紹介⑤

助け合い活動の普及啓発やしきみづくりを推進する“互近所ささえ～る隊”。
今回は、「かみはやし互近所ささえ～る隊」の活動を紹介します。

神林地区では、自分たちの住む地域の5年後、10年後を想定して、多世代で支えあうまちづくりを考えるために「地域別フォーラム」を開催しました。小学校区5地区で1地区あたり10代から70代までの各世代、おおむね30人が参加しました。

「①住む地域の良いところ ②困っていること ③できることやしてもらいたいこと ④どんな神林なら住み続けられるか」の4つをテーマに話し合い、どの世代も地域の人とのつながりを重視していることがわかりました。

また、幅広い年代が一堂に会したことで、各世代の地域への思いを分かち合う良い機会となりました。

今回の結果は、報告書として神林地区全戸に配布する予定です。

住み慣れた地域でいきいきと健やかに暮らしていけるよう、皆さんの集落や町内の5年後や10年後について話し合ってみませんか？



▲神林地域別フォーラムの様子

●問い合わせ 介護高齢課地域包括支援センター ☎53-2111 (内線365)
または各支所地域振興課地域福祉室

人権啓発シリーズ ⑫

～考えよう相手の気持ち 育てよう思いやりの心～



～子どもたちの気持ちをしっかり受け止めよう～

子どもの人権について②



子どもたちを取り巻く環境は、いじめ、体罰、虐待、児童ポルノなどの人権侵害が深刻な状況となっています。前回に引き続き、子どもの人権第2弾として、今回は「虐待」と「児童ポルノ」について取り上げます。



虐待

乳幼児や児童を親や親族が虐待し、なかには死に至らしめるなどの痛ましい事件がおきています。

児童虐待は、主として家庭内で起こるため、潜在化し、その対応も難しいものがあります。時には「しつけ」として見逃されてしまいがちですが、虐待は子どもに対する重大な人権侵害です。虐待防止のためには、地域で子どもを見守り育てるという意識も大切です。

児童虐待の主なもの

- 身体的虐待…殴る、蹴るなどの暴行
- 性的虐待…性的暴行、性的行為の強要
- ネグレクト…育児放棄、育児怠慢
- 心理的虐待…軽蔑、脅迫、無視など

児童ポルノ

近年、児童買春や性的虐待、インターネット上における児童ポルノの氾濫などの問題が深刻になっています。

児童が犯罪に巻き込まれるきっかけとして、インターネット上の出会い系サイト、SNSや無料通話アプリのようなコミュニティサイトの利用があります。これらは子どもにとっては有害なものもあり、犯罪などに悪用されることは珍しくありません。

インターネットの利用においては有害情報からの遮断措置（フィルタリング）はもとより、何が危険なのか子どもたち自身が判断できる力を身につけられるよう指導していくことも大切です。

DV・児童虐待相談フリーダイヤル 0120-26-2928

(年末年始、土・日曜日、祝日を含む毎日、午前9時から午後10時まで)

●問い合わせ 市民課生活人権室 ☎53-2111 (内線281)